

米国—MARPOL 規則違反に対する刑事訴追

1990年代後半以降、米国に於いて、MARPOL 規則違反による刑事上の有罪判決により船主が支払った罰金の総額は、330 百万ドルを優に超えるものとなっています。また同時に、乗組員、陸上側管理会社やその他の関係者に対しても同違反行為により有罪判決が下り、懲役が科されており、収監された年数の合計は 40 年を超えています。有罪判決や罰金に加えて、この種の違反では、本船の遅延や裁判費用が発生し、コンプライアンス計画の策定が要請されたり、本船乗組員が MARPOL 規則に違反していたことをたとえ陸上側管理会社が認識していなかった場合でも米国各港への航海が禁止されたりと、甚大な損失が発生することとなります。

近年、米国政府は油の不法排出、排気規則違反や不適切なごみの廃棄を含む、あらゆる MARPOL 規則違反行為に対して、刑事訴追を行う動きを一層強めています。また貨物船のみならず、移動式海洋掘削装置や漁船など、調査の対象も拡大しています。最近の事件では機関室からの油混じりのビルジ排出のみならず、油圧ライン、バウスラスタや甲板部などの機器からの排出についても訴追されています。

連邦政府は、船主や管理会社が単に彼らの船舶の MARPOL 規則違反防止を十分に行っていないものと信じています。結果として初犯に対する罰金額も増加傾向にあり、2 百～5 百万ドルが一般的となっています。さらに、大抵の船主はコンプライアンス計画をもち、適切に訓練を行ったり内部監査手順を定めていますが、政府はこれらについて同情を示さず、違反行為があった場合はその状況に関わらず、十分な対策が取られていなかったものとされてしまいます。

U.S.Coast Guard が外国籍船のポートステートコントロール検査を行う際、MARPOL 規則遵守についても検査が行われます。Coast Guard の検査官は油水分離器や関連配管の不正使用、測深記録や油記録簿の改竄などを発見できるよう訓練されています。またホースか配管を移動式ポンプに繋いで使用された形跡も搜索されます。Coast Guard により、汚染防止機器か証書類に何等かの問題が発見された場合は、乗組員への事情聴取や、ビルジシステムに繋がる配管やバルブの分解といった、本格的な刑事捜査が行われることとなります。

米国政府の捜査権限は広範であり、著しい遅延や不都合をよく船主に招く結果となっています。政府の初期捜査が行われている間、船舶に何週間もの遅延が生じ、出港が許可される前に Coast Guard は “security agreement” を要求します。それには巨額の保証 (surety bond) や乗組員の拘束、米国に乗組員が留まる間発生する賃金や経費、そして船社や本船からの証書やコンピューター上の証拠類の取扱いに関する合意などが求められます。最近の判決では、Coast Guard は “security agreement” の条件を定めるにあたり、ほぼ無制限の裁量権を有するとされました。船主が “security agreement” の条件の合理性に異議を申し立てるには、提訴の 60 日前に米国政府に対し事前通知をしなければならず、この間船舶は港にて拘束されることとなります。つまり、異議を申し立てている間、本船は何カ月もの間拘束されてしまう、換言すれば係争のため本船を数カ月停めさせられないのであれば、船主は政府が要求するどんな条件であっても合意しなければならないことになってしまいます。

以前は、MARPOL 規則違反が、会社の方策に反して乗組員が単独で行った行為によるものであることを船主または管理会社が政府に対して証明することで、刑事訴追を免れることができました。船社は MARPOL 規則に関するしっかりとした訓練プログラムを持っていたこと、そして乗組員は MARPOL の要件について教育を受けていたことを主張することができました。事実、米国の量刑ガイドラインには、企業コンプライアンスプログラムは規則違反を必ずしも防止するものではないと明記されています。しかしながら、効果的なコンプライアンスプログラムがあったのであれば、違反行為は避けられたはず、或いは早期に発見されることができたはずであるとして、最近では政府はこのような主張を認めておりません。

米国に於いて、MARPOL 規則違反は重罪です。また、他にも MARPOL 規則違反行為を刑事訴追につながる様々な法律が存在します。これらの法律により、本船乗組員の汚染防止機器の不使用、記録簿の不実記載、Coast Guard の事情聴取での虚偽の陳述、証拠隠滅や他の乗組員に事実とは異なる発言をするよう唆す行為等に対し、船主や管理会社が直接的に責任を負うこととなります。

船主や管理会社が MARPOL 規則違反で有罪とされた場合、刑罰は過酷なものとなり、捜査や MARPOL の刑事訴追の防御に掛かった費用の他、船主や管理会社には判決後に巨額の費用が発生します。一般的に、有罪判決が下された船社は 3 年～5 年の保護観察に置かれます。この期間中、複数の外部監査を用いた環境コンプライアンス計画を船社の費用で実施するよう求められます。監査は船舶が入港中、或いは航行中に行われます。さらに、今後の違反行為を防ぐため、コンプライアンス計画による新たな手順、訓練、記録の追加実施が求められます。場合によっては、保護観察期間中の米国各港への入港が禁止され、船社の事業運営に破滅的な打撃を与えることもあります。

乗組員や陸上管理者個人もまた、MARPOL 規則違反の刑事訴追を受けています。これらの者には MARPOL 規則違反行為に対する罪に加え、政府調査官に対する虚偽の陳述、司法妨害、証拠改竄に対しても有罪を宣告され、懲役が科されています。これらの刑事責任は何れも米国法の下、重罪とされています。

船主及び管理会社は彼らの船舶の MARPOL 規則違反について、あらゆる防止対策を講じるべきです。この種の規則違反は、適切な訓練や方策に関わらずどの船にも起こり得ます。船社が如何に厳しい MARPOL コンプライアンスプログラムを持っていたとしても、はぐれ乗組員の不適切な行為によって、船社も有罪となってしまいます。船主及び管理会社は、乗組員に MARPOL 規則遵守の重要性について引き続きよく説明し、訓練を行うべきです。

船主や管理会社への MARPOL 捜査に於いてしばしば混乱が生じる原因の一つは、弁護士起用の遅れです。本船が拘束され、Coast Guard により何日間も事情聴取が行われた後に、ようやく船主が事の重大さに気づくケースが多発しています。外国人船員が初期事情聴取の際によく虚偽の陳述をしてしまい、追加の刑罰が科されるきっかけになっています。Coast Guard の調査官は乗組員に対して、彼らの法的

権利や事実を述べる重要性を事情聴取中に説明することはありませんので、Coast Guard による MARPOL 捜査に直面した船主や管理会社は直ちに弁護士を雇い、初期捜査の際に会社及び乗組員をアシストさせて下さい。これにより無用な問題や将来科される可能性のある刑罰を予め回避することができます。

船主や管理会社は、米国領海内航行中或いは米国諸港に寄港予定の船舶に MARPOL 規則違反を発見した場合は、弁護士を雇い、政府に対して自主的に規則違反の情報開示を行うことを検討すべきです。Coast Guard には Voluntary Disclosure Policy があり、この条件を満たす場合、本船関係者は刑事訴追を免れる可能性があります。この Policy の下、自主的に発見開示した MARPOL 規則違反を Coast Guard は司法省へ刑事訴追のために持ち込まないこととなっています。同様の規則違反に関して、同じ船舶であれば 3 年に 1 度、複数の船隊に対しては 5 年に 1 度のみ、voluntary disclosure が認められています。開示を行った会社は、Coast Guard により実施される調査に協力しなければならず、また以後同様の規則違反が行われないよう対策をとる必要があります。Initial disclosure の後は、船主や管理会社には、調査を実施し問題改善のための是正措置をとるため、一定の期間が与えられます。これまで多くの船主及び管理会社が、独自の社内 MARPOL コンプライアンスプログラムにより規則違反を発見した際、Coast Guard の Voluntary Disclosure Policy を利用しています。

United States Environmental Protection Agency (以下“EPA”—米国環境保護局)にも Voluntary Disclosure Policy があり、Coast Guard の Policy と等しく重要なものです。EPA と Coast Guard の Policy は多くの点で類似していますが、EPA の Policy では、新たに取得した船舶や設備について違反行為を発見するために 9 カ月の猶予期間が与えられます。従って、新たに船舶や設備を取得した船主は、この期間中に規則違反を発見できるよう、厳重な監査を行うべきです。規則違反を発見したら、船主は voluntary disclosure を行うために弁護士を雇うべきです。新たに船舶や設備を取得しようとする船主もまた、外部監査や弁護士に連絡し、voluntary disclosure が適当であるか確認すべきです。残念ながら、多くの船主が EPA の Policy 上の“新しいオーナー”の規定を把握しておらず、気づいた時には手遅れとなっています。

米国政府は近年 MARPOL 規則違反に対して刑事訴追を行う動きを一層強めています。船主及び管理会社は、MARPOL コンプライアンスプログラムが実施され、機能するよう、積極的に努めなければなりません。不幸にして米国に於いて MARPOL 調査により船舶が拘束された場合、船主や管理会社は直ちに弁護士を雇い、助言を求めるべきです。

John Cox

Keesal, Young and Logan

450 Pacific Avenue

San Francisco, California 94133

<http://www.kyl.com/>